

# 地裁、高江で現場検証

## ヘリパッド建設 妨害禁止申し立て 住民は不安訴える

【東京】米五北部訓練場の一部返還に伴うヘリコプター着陸帯(ヘリパッド)建設に反対する東村高江の住民ら4人に対し、沖縄防衛局が妨害禁止の仮処分を申し立てた件で、那覇地裁(平田直人裁判長)は3

日、ヘリパッド移設予定地前など4カ所の現場検証(現地進行協議)をした。住民側と防衛局側がそれぞれ現地でも協議した。実質的審議は今回で終了する。

住民側には被告弁護団も参加した。終了後、池宮城紀夫弁護団長は「きょうの決定が明るく、抗議の行動だときちんと示すことができた」と語った。弁護団によると最終の準備書面の提出期限の13日以降に裁判所の決定が出る予定。



ヘリパッド移設予定地付近で東村高江町で行った現場検証。防衛局職員(左)と住民ら(右)が参加した。東村高江町。

高江集落に、近いN-4地区のゲート前で住民側の清水晴さんは「道幅は9・5メートルと広く、盛り込み活動は車両通行の妨害には当たらない」と主張。ヘリの風圧で曲がったテントのフレームを示し、「ここから一番近い民家まで約300メートル。普段から米重は低空飛行しており、さらにヘリパッドが移設されると住民の不安が増す」と訴えた。

防衛局側は住民側の活動の様子を写した写真などを示し、「座り込みや車両駐中で妨害活動を行っている」と主張した。平田裁判長は

の国の説明は妨害の立証になっていない。裁判官にわれわれの主張を感じてもらえたと思うっており、住民が